

令和 7 年中標津町議会 3 月定例会委員会代表質問

通告	質問委員会・議員	質 問 事 項
1	総務経済常任委員会 11番 江口智子	野犬対策と犬猫保護のあり方について 1 動物専門の知見の活用を 2 ふるさと納税使い道の見直しは

令和 7 年 3 月 定例会 委員会代表質問

通告 1

総務経済常任委員会

質問 野犬対策と犬猫保護のあり方について

えぐち ともこ
江口 智子 委員

【質問：江口 智子 委員】

11 番、江口智子でございます。通告に基づき総務経済常任委員会の野犬対策と犬猫保護のあり方について 1 件、2 点にわたり質問いたします。



質問 1 動物専門の知見の活用を

【質問：江口 智子 委員】

1 点目は動物専門の知見の活用についてであります。

近年、野犬による家畜やペットの被害は増加の一途をたどっており、昨年の牛の被害だけでも死亡 9 頭、負傷 21 頭と町内で 30 頭にも上っています。

目撃者によると野犬は大型犬種複数で群れをなし、まるでオオカミのように威嚇してくる、箱わなを仕掛けても近寄らずに餌だけ取って逃げるといったありさまで、捕獲するのは難しいのではないかとのことです。

これまでの総務経済常任委員会での質疑では、町内で動物愛護ボランティアが寄附を募り、サークルトラップの寄贈を申出てくださいとのことでしたが、トラップ内に仕掛けた餌で餌付けし徐々に人間に慣れさせてから、うまくいけば捕獲という段取りとなり、即効性のある捕獲法ではありません。

先だって、北海道動物愛護センター道東センターを視察した折に確認したところ、保健所や愛護センターでは野犬の捕獲は行わず、各自治体の取組によるとのことでした。

野犬の捕獲と保護について、今以上の対策をもって課題解決に臨むために知見を活用すべきと考えますが、この件について町長の所見を伺います。

【答弁：町長】

江口議員御質問の動物専門の知見活用について御答弁申し上げます。

昨今、野犬による被害が増加していることについては認識しておりまして、特に議員御指摘のとおり、家畜が被害を受ける深刻な状況に至っております。

これまで野犬の目撃情報が入った際には、町職員が箱わな設置により捕獲を試みておりましたが、思うような成果が得られていない状況となっております。

報告を受けております野犬につきましては、大型犬種が群れをなし、捕獲が非常に難しい状況にあることは重々承知をしております。

先日、複数頭の捕獲も見込めるサークルトラップを動物愛護ボランティアより寄贈を受けたところでありまして、野犬捕獲の一助になるものと期待をしております。寄贈者には心から感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、捕獲する道具だけでは根本的な解決につながらないことも認識しておりまして、いろいろな捕獲方法を調査研究していかなければ野犬の捕獲は非常に難しいと考えております。

御提案いただきました専門的知見の活用につきましては、野犬対策などの専門性を有する方からのアドバイスをいただけるのか模索してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

質問２ ふるさと納税使い道の見直しは

【質問：江口 智子 委員】

２点目はふるさと納税使い道の見直しについて質問いたします。

昨年９月の一般質問で、保護された犬猫の世話に努める愛護団体の金銭的な窮状について訴えたところ、補助金の情報を収集し有効活用できるものはしていくとの答弁をいただきました。その後、何らかの基金を活用されたかについて質問します。

昨年１１月の総務経済常任委員会での委員からの質問、役場に保護された犬猫愛護団体が世話した場合の経費はどうなっているのかとの質問に、経費は役場が一部負担しているという答弁でした。

本年１月に開催した動物愛護団体との懇談会では、初期の餌代やペットシーツの費用

など、一部は役場から支払われているものの、その後の経費は支払われていない。昨年 1 年間、役場から預かった犬の経費およそ 17 万円は、愛護団体に寄せられた募金等の流用でも全く足りず、団体メンバーが家族に協力してもらうなどして何とか支払ったという実態が語られました。

団体が独自に捕獲し譲渡する場合は、かかった医療費などは新しい飼い主にいただいているそうです。一方で役場を窓口とした譲渡では金銭の授受が出来ないと言われているとのことで、金銭的には団体の存続に関わりかねない状況となっています。

役場が保護した個体を愛護団体が世話をし譲渡されるまでにかかった経費について、何らかの対策が必要ではないでしょうか。

昨年 9 月に動物愛護団体から町へ提出された要望書では、財源としてふるさと納税の寄附の使い道に動物愛護を加え、動物愛護基金の設立が求められています。

また、ふるさと納税の担当からは、現在の使い道 10 項目は平成 28 年に返礼品をスタートしてから変わっていないため、今後見直しを図る予定だと聞いています。

この機会に農業振興の観点から、ヒグマやエゾシカを含む有害鳥獣駆除、そして動物愛護の目的をあわせ持つ使い道を加え、野犬の捕獲から譲渡までの経費に活用できるようにしてはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

続いての質問、ふるさと納税の使い道の見直しにつきまして御答弁申し上げます。

初めに昨年 9 月の定例会で答弁いたしました犬猫の助成金に係る情報収集と活用についてであります。現時点でさくらねこ無料不妊手術事業以外、直接的に支援可能な助成金が見つからず、活用には至っていない状況であります。助成事業の情報収集につきましては、今後も継続して行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、保護した野犬のうち、幼く世話に専門的な知識が必要な場合や冬場の気温に耐えることが難しいと思われる場合には、愛護団体に御相談し指導助言をいただきながら、時には譲渡先が見つかるまでの間、保護までも御協力をいただいております。保護協力にかかった経費のうち、餌やペットシートにつきましては、現物支給を行うこととしておりますが、その他の経費につきましては、今後、協議が必要であるというふうには考えております。

現在、愛護団体にかかった経費について、譲渡を受ける方から薬代などの一部経費を負担してもらう仕組みづくりも検討しているところであります。愛護団体の皆様には多大なる御理解と御協力を賜り改めて感謝を申し上げます。

ふるさと納税制度によります寄附金の使い道ではありますが、現行の1項目の中でも、有害鳥獣駆除や動物愛護を含めた農業振興に関する事業に活用できることは可能ではありますが、現在の使途は抽象的な項目と特定事業の混在や文書の長さ、項目の多さが寄附者にとって選択しづらい状況になっており、現在、見直しを予定しております。

見直しに当たりましては、令和7年度に策定予定の第7期中標津町総合計画後期基本計画を踏まえ、まちづくり全般に寄附を活用できる項目で、簡潔かつ分かりやすい表現とし、寄附者の多様な思いを酌み取れる内容とすることで、寄附者が中標津ファンとして、本町への理解と共感を深めていただけるよう見直しを進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：江口 智子 委員】

11番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

犬の譲渡に当たり、愛護団体が立替えた経費を里親に負担していただく考えは、一般的に愛護団体が行っている方法であり、町を窓口とした譲渡であっても、その方法が可能であれば速やかに検討していただきたいと思います。

その際、町としてはどこまでを経費と考えるのか、愛護団体との認識の乖離が生じないよう、双方の合意を見いだしていくことが大切だと考えますが、仕組みづくりに当たってどのように進める計画であるか伺います。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

保護した野犬につきましては、譲渡することが可能となった段階で町のホームページにおいて広報しておりますが、今後はその掲載ページに譲渡に当たり若干の御負担をいただく旨の表示をさせていただきたいと考えております。

保護した野犬に対する必要最小限度の経費としましては、ペットフードとペットシート、これはこれまでどおり現物支給として行政で負担をさせていただきますが、さらにかかる予防注射、駆虫駆除などの薬代、避妊、去勢、場合によっては療養する場合も考えられます。

今後、個体に対する措置の必要性を愛護団体と協議しながら判断をしてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

【再質問：江口 智子 委員】

もう一つ、再質問させていただきます。ふるさと納税の使い道の見直しについてなんですが、農業振興も含めより分かりやすい目的の見直しを図るとのことですが、近隣自治体では動物愛護団体が返礼品事業者となり、寄附を返礼品として出品されています。

当町においても、このような形で寄附を募ることは可能でしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

保護活動を行う団体等がふるさと納税返礼品事業者として登録し、直接寄附を募集することは可能でございます。既に実施している自治体があるというのは承知をしております。

本町としまして、総務省の承認など、ふるさと納税の返礼品事業者として参画するための要件がございますので、愛護団体の皆さんと相談して、寄附募集に向けまして準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。